

2019 年度「共同生活ほいーる」事業計画

はじめに

少子高齢化など社会的な問題を含め、グループホームを取り巻く制度・環境は大きく変わろうとしています。介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供する「共生型」と言われる仕組みや、昨年新設された事業として「日中支援型グループホーム」「自立生活支援事業」など障がいのある人を老後も含め地域社会で支える制度の拡充が図られています。そうした中、当事業所としての今後の方向性を模索しているところです。先の計画として「日中支援型グループホーム」の建設を予定しており、その検討の間では入居者の生活の質の向上を目指し既存のグループホームの支援のあり方・体制・設備についても議論しているところです。また、入居者の将来に向けた取り組みとして、入居者の情報の整理などにも引き続き取り組んでいきたいと思っております。

1、基本方針

(1) 入居者の将来（高齢化を含む）に向けた取り組み

昨年度実施した入居者・保護者へアンケートを元に、本人・保護者の状況を整理し、本人の老後に向けた権利擁護、意思決定支援等に取り組む。

(2) 新規グループホーム建設に併せてホーム再編成への取り組み

新規グループホーム建設に向け、既存の居住地を含め入居者の老後・日中の支援を視野に入れ、少しでも自分で身の回りのことができる支援・生活環境を整える。

2、サービスの概要

(1) 事業所名及び定員数、区分、居住地

事業所名	定員	内訳（男女）	居住地
みなみの荘	6名	男6名	神辺町川北
とのまちハウス	10名	男5名 女5名	神辺町川南
来いこいハウス	6名	男5名 女1名	神辺町下御領
かねしろ荘	5名	男2名 女3名	神辺町新湯野
さざん荘	5名	男3名 女2名	神辺町新湯野

計5カ所 定員32名 入居者32名

(2) 利用者支援について（詳細は 2、サービスの具体的な内容）

①事業所内にて家事、入浴、清掃、金銭管理等の支援及び見守り

②個々の生活、障害の状況に応じた支援

③社会参加にかかる支援

（所内での時間の充実。外部支援事業の利用。余暇活動の支援等）

(3) サービス費及び報酬単価

入居者 32名		
区 分	報酬単価	利用者数
共同生活援助サービス費 (I) 区分6	6,610	5
共同生活援助サービス費 (I) 区分5	5,470	7
共同生活援助サービス費 (I) 区分4	4,670	6
共同生活援助サービス費 (I) 区分3	3,810	5
共同生活援助サービス費 (I) 区分2	2,920	9
共同生活援助サービス費 (I) 区分1	2,420	0
夜間支援		
夜間支援体制加算 (I) 支援対象者5名	2,690/日	10
夜間支援体制加算 (I) 支援対象者6名	2,240/日	6
夜間支援体制加算 (I) 支援対象者10名	1,490/日	10
夜間支援体制加算 (III) 支援対象者6名	100/日	6
重度障害者支援		
重度障害者支援加算	3,600/日	4

(4) 報酬総額の年間推移

年度	サービス費 (単位千円)	利用 者数	前年 度比	理 由
2018	75,098	32	2%減	報酬単価の改定による減収
2019	74,810	32	0.4%減	開所日数の見込みによる減収

(5) 職員配置人数

職 名	配置基準	2018年度配置数	2019年度配置数	雇用形態
管理者	1以上	0.5人	0.5人	常勤兼務
サービス管理者	1.1以上	1.5人	1.1人	常勤・常勤兼務
生活支援員	5.9人以上	6.2人	6人	常勤・非常勤
世話人	8人以上	8人	9.3人	12人非常勤
夜間支援員	4人以上	4人	4人	16人世話人兼 務非常勤

3、サービスの具体的な内容

(1) サービス提供時間

支援者の配置時間	世話人	5:30(6:30) ~ 9:30(8:30) 15:00 ~ 20:00 20:00 ~ 22:00
----------	-----	---

夜間 22:00～5:30（夜勤体制）

生活支援員 11:00～20:00(7:00～9:00 15:00～21:00)

(2) サービス提供日

2019年度 実稼働予定日数 353日 96.4 (%)

(3) 食事の提供

朝食、夕食を栄養バランスの取れ、なおかつ旬の食材を使い提供する。

土曜日の昼食に関しては希望に応じて提供する（1食300円）。

生活習慣病の予防・対策の為、提供する食事の塩分・脂質・糖質の減量および除去を行う。

食費は各居住地にて鍵の付いたロッカーにて施錠、日計表を記入し管理する。

(4) 健康管理

毎朝のバイタルチェックや体重測定を行い、日々の健康状態を確認する。また、季節・気候の寒暖に合わせた衣類の調整、居室の温度調整を行う。

医療機関を受診する際は個別に付き添いと必要な服薬の管理を行う。定期受診以外にガン検診や特定健診を受診する。

緊急時の対応として、夜間に体調不良が発生した場合の対応方法を決め、支援員・世話人に周知徹底する。

(5) 預かり金銭

金銭の管理体制は法人本部にて執り行う。管理責任者が通帳を管理し、銀行印は法人理事が管理する。日常の軽微な金銭管理は生活支援員がグループホーム毎に鍵の付いたロッカーにて施錠管理する。預かり金銭の出納状況を2ヶ月に1回報告する。

(6) 社会的活動への支援

地域の町内会行事や清掃活動への参加を引き続き行い、グループホーム入居者が地域の一員として参画できる機会を持つ。

(7) 非常災害対策

総合訓練と避難訓練の実施と併せて、地域の自主訓練へ参加し近隣住民へ周知していく。非常時には夜間においても避難が円滑にできるよう消防所轄庁と連携をはかり防災に努めていく。同時に非常時用として保存食を各ホームで備蓄しておく。

(8) 相談支援の実施

生活上の相談については随時実施。また、相談内容によっては弁護士などの専門機関へ相談するための支援を行う。福祉サービスの利用については特定相談支援事業所との連携を図る。

(9) 就労支援の実施

生活支援員が定期的に職場を訪問し長期的に勤務が継続できるよう職場や東部地域障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携をはかる。

(10) 支援の質を高めるために

職員研修として旭川荘療育アカデミー・社会福祉協議会主催の研修参加を実施。

世話人全員を対象とした会議（研修会）の開催（毎月第2火曜日に開催）を実施。

世話人会議の年間予定表

月	内容	月	内容
4月	障害と支援について	10月	障害と支援について
5月	個別支援計画について	11月	感染症予防について
6月	障害と支援について	12月	障害と支援について
7月	食品衛生について	1月	防災について
8月	生活習慣病について	2月	2019年度総括について
9月	虐待防止について	3月	障害と支援について